

添付法令資料 3 :

ロシア連邦法令ニュースレター
～破産管財人の新しい破産債権認定権限～

「破産に関するロシア連邦法律への変更の導入に関するロシア連邦法律案」(第598603-7)が2018年11月30日に国家院会議に提出され、2019年5月30日に第一読会を通過した。同法律案は、破産債権認定の権限を商事裁判所から破産管財人へ移そうとするものであり、裁判所の負担を軽減することを目的として、ロシア連邦最高裁判所によって提出されたものである。なお、例えば、2017年秋期の立法議会のデータ(<http://tass.ru/info/4834444>)によれば、最高裁判所が提出した法案の割合は0.69%に過ぎないことから、本法律案の提出は非常に珍しいものといえよう。

現行規定によれば、破産債務者に対する債権の認定を求める債権者は、その申立てを商事裁判所に提出し、かつ、その写しを破産管理人及び債務者に送付しなければならない。商事裁判所は債権者の申立てを審査し、認定の可否を決定する。

本法律案によれば、債権者の申立ては、破産管財人が審査し、独自に破産債権を認定するかどうかを判断することとなる。破産管財人の決定に対して、債権者等は当該決定の日から30日以内に商事裁判所に不服申立てをすることができる。

なお、本法律案が国家院会議に提出されてから現在に至るまでの間のこれをめぐる議論においては、破産管財人が債権者等からの不当な圧力に抗して独立性を維持できるか、また、申立て債権者と破産債務者との間の法的関係を正確に認定評価できるかについて、強い批判が加えられている。

本法律案が原案のまま可決成立するかどうかは現時点では不明であるが、成立すれば、破産法実務に重大な影響を与えるものといえよう。

以上

ジュロフ・ロマン
zhurov.roman@uryuitoga.com